

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月9日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

社会福祉に係る支援を要する者に生活指導を行う等の業務に従事したときに支給する福祉事務従事手当の額を改めるため、この案を提出する。

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成14年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(福祉事務従事手当)</p> <p>第4条 福祉事務従事手当は、社会福祉主事又はこれと同等の職務を行う職員が次に掲げる業務に従事したときに、従事した日1日につき、それぞれ次に掲げる額を支給する。</p> <p>(1) 生活保護等社会福祉に係る支援を要する者に生活指導を行う等の業務で規則で定めるもの <u>400円</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>(福祉事務従事手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) 生活保護等社会福祉に係る支援を要する者に生活指導を行う等の業務で規則で定めるもの <u>1,400円以内で規則で定める額</u></p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(次項において「改正後条例」という。)の規定は、令和7年11月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後条例の規定を適用する場合には、改正前の那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後条例の規定による給与の内払とみなす。